規制内容

①一禁止広告物(次のような広告物を表示することはできません。)

- 1. 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 2. 倒壊し、若しくは落下し、又はそのおそれがあるもの

②一禁止物件(次の物件には原則として広告物を表示することができません。)

- 1. 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び擁壁
- 2. 街路樹及び路傍樹
- 3. 信号機、道路標識、道路元標、里程標、道路上のさく及び駒止
- 4. 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- 5. 郵便ポスト及び電話ボックス
- 6. 路上変電塔、送電塔、送受信塔及び照明塔
- 7. 煙突並びにガスタンク、水道タンク及び石油タンク
- 8. 銅像、神仏像及び記念碑
- 9. 史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物に指定された樹木、岩、塚等の物件

③一禁止地域(次の地域では原則として広告物を表示することができません。)

- 1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区及び緑地保全地区(都市計画法)
- 2. 重要文化財や県重宝に指定された建造物及びその周囲50メートル以内の区域並びに史 跡名勝天然記念物に指定された区域(文化財保護法、県文化財保護条例)
- 3. 風致保安林として指定された区域(森林法)
- 4. 県自然環境保全地域等(県自然環境保全条例)
- 5. 国立公園、国定公園、県立自然公園(自然公園法、県立自然公園条例)
- 6. 高速自動車国道の全区間、自動車専用道路の全区間、道路の知事が指定する区間及び これらの道路から展望できる地域で路肩端から500メートル以内の区域(ただし、都市計画 区域においては路肩端から100メートル以内の区域)
- 7.都市公園の区域(都市公園法)
- 8. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所、及びその敷地

④一許可地域(次の地域で広告物を表示するためには、原則として許可を受けなければなりません。)

- 1. 県立自然公園のうちで都市計画区域となっている区域
- 2. ③-6. に掲げる道路を除いた一般国道と県道の全区間と、一部市町村道の区間
- 3. ④-2. の道路及び東日本旅客鉄道(株)奥羽本線、五能線、青い森鉄道(株)青い森鉄道線から展望できる地域では路肩端又は路盤端から500メートル以内の区域都市計画区域(禁止地域を除く)